

## Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

### 1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一又は別表一の二の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<記載例>

別表一次葉……中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例  
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

### 【別表一の記載内容】

OCR入力用：この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

(法) F B 0 6 1 3

令和 6 年 2 月 28 日 ① 麹町 税務署長殿	3500	青色申告 一連番号	⑨ 0 0 4 5 6 7 8 9
② 東京都千代田区霞が関 3-1-1 電話 03-3581-4161	通算グループ整理番号 通算親法人整理番号	事業年度(至)	
③ カブシキガイシャ 国稅商事	法人区分	売上金額	
④ 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	事業種別 ⑦ 医薬品卸売業	申告年月日	
代表者 国税 太郎	⑧ 100,000,000	通算日印 確認 序指定 届指定 指導等 区分	
住所 東京都中央区築地 5-3-1	同非区分 旧納税地及び旧法人名等	法人税	重課 軽減 修正 地方 法人税 重課 軽減 修正
令和 0 5 年 0 1 月 0 1 日 令和 0 5 年 1 2 月 3 1 日	事業年度分の法人税 確定 申告書 課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書	税理士法第30条の書面提出有	税理士法第30条の2の書面提出有
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①) ⑥ 5 0 0 0 0 0 0 0 0	控 所得税の額 (別表六「1」6の③) 10	適用額明細書提出の有無	
法人税額 (48) + (49) + (50) 2 1 0 9 4 4 0 0 0	除 外国税額 (別表六「2」23) 17		
法人税額の特別控除額 3			

別表一 各事業年度の所得に係る申告書1内国法人の分類

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。

### 【別表一次葉の記載内容】

	事業年度等	05・01・01 05・12・31	法人名	株式会社 国稅商事	別表一次葉
法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一次葉「5」)	45	⑩ 8,000,000	(45)の15%又は19%相当額	48	1,200,000
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$	46	0	(46)の22%相当額	49	
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)	4				

<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑩

「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項の表の第1号」

「区分番号」欄：「00380」 ⑪

「適用額」欄：「45」欄の金額

【別表十六(七)の記載内容】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度	05・01・01 05・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表十六(七) 令五・四・一
資	種	類 1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品			
産	構	造 2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器			
区	細	目 3	電子計算機	複写機	その他の事務機器			
価	額	<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑬ 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」 「区分番号」欄：「00277」 ⑭ 「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 730,000 円						
当	期							

【適用額明細書への転記後のイメージ】

別記様式 FB4011

令和 6 年 2 月 28 日 平成 05 年 01 月 01 日 至 平成 05 年 12 月 31 日

① 麴町 税務署長殿

事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)

納税地 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1 整理番号 ⑨ 00456789

電話(03) 3581-4161

提出枚数 01 枚 うち 01 枚目

(フリガナ) カクシカイヤ コクセイヤクワン

法人名 ③ 株式会社 国税商事 事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 ④ 9999999999999999

提出年月日 令和 年 月 日

期末現在の  
資本金の額又は  
出資金の額 ⑧ 100000000

※税務署処理欄

所得金額又は  
欠損金額 ⑥ 50000000

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 第42条の3の2第1項第1号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 第67条の5第1項	⑭ 00277	⑮ 7300000

(参考) 区分番号「00658」のように「租税特別措置法の条項」欄に「令和5年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「令和5年旧措置法」等を記載してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
令和5年旧措置法
第42条の4 第4項第号

## ○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
  - (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
  - (3) 「整理番号」欄は、別表一又は別表一の二の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
- (参考)「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P12の「(参考1)『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

- (4) 「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。  
(参考) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の二の「業種目」欄に記載された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
  - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。  
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
  - ② 「所得金額又は欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。  
(注) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の二の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載してください。
  - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。